

奈良県告示第百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十九年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

向渕（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

宇陀市大字室生向渕	三六五六番	一号
〃	三六八六番	二号
〃	三六九〇番	三号
〃	三六四四番一	四号
〃	三六四九番	五号
〃	三六五一番	六号